保険診療の手引き 平成27年3月改訂版 正誤表①

※平成 27 年 7 月 28 日通知

訂正箇所	正	誤
4 頁	・・・ <u>33</u> 頁から記載したので、・・・	・・・31 頁から記載したので、・・・
13 行目		
10 頁	・・・社保 <u>、国保ともに</u> 専用様式 <u>(11、</u>	・・・社保は専用様式を使用、国保につ
下から	<u>12 頁参照)</u> を使用 <u>する。</u> 同一理由で・・・	いては記載事項の用紙は問わないので
1・2 行目		便箋に記載しても差し支えない。同一理
		由で・・・
40 頁	削除	・悪性腫瘍特異物質治療管理料(2項目
下から		以上)で、AFP 精密測定又は AFP-
5・6 行目		L3%と PIVKAⅡ精密測定の併実施
88 頁	(6)耳鼻咽喉科処置	(6)耳鼻咽喉科処置
14 行目	②・・・慢性咽 喉 頭炎では、咽頭口腔	②・・・慢性咽頭炎では、咽頭口腔処
	処置とネブライザーは算定可能で	置とネブライザーは算定可能であ
	ある。	る。

※訂正箇所の行数には空白を含めない

保険診療の手引き 平成27年3月改訂版 正誤表②

※平成27年9月7日通知

訂正箇所	正	誤
86 頁	(1)入院中の患者については算定できな	(1)入院中の患者については算定できな
下から	い処置	い処置
9 行目	削除	・・・皮膚科軟膏処置 1・・・
86 頁	(2)診療所外来では算定できるが、病院外	(2)診療所外来では算定できるが、病院外
下から	来では算定できない処置	来では算定できない処置
5 行目	消炎鎮痛等処置の3湿布処置	皮膚科軟膏処置
86 頁	(3)200 床以上の病院の外来において再	(3)200 床以上の病院の外来において再
下から	診時には算定できない処置	診時には算定できない処置
2 行目	創傷処置の1と2・皮膚科軟膏処置の1、	創傷処置・術後創傷処置・皮膚科軟膏処
	• • •	置の1及び2、・・・

※訂正箇所の行数には空白を含めない